

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 法人税更正請求に対する更正すべき理由がない旨
の通知処分取消等請求事件

国側当事者・国(鹿児島税務署長)

令和5年7月20日却下・棄却・控訴

判 決

原告	一般財団法人A
同代表者代表理事	甲
同訴訟代理人弁護士	石寄 信憲
同	山中 健児
同	岸 聖太郎
同	延増 拓郎
同訴訟復代理人弁護士	松井 健祐
被告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	鹿児島税務署長
	中元 眞吾
同指定代理人	高橋 紀子
同	今西 貴洋
同	福田 和哉
同	嶋野 友二
	ほか

主 文

- 1 本件訴えのうち、更正処分の義務付けを求める部分を却下する。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 鹿児島税務署長が令和3年11月19日付けで原告に対してした令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度に係る法人税の更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。
- 2 鹿児島税務署長は、原告の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度に係る法人税額について、還付金額を7547万3234円とする更正処分をせよ。

第2 事案の概要

- 1 本件は、非営利型法人(法人税法(令和2年法律第8号による改正前のもの。以下同じ。)2条9号の2)に該当する一般財団法人である原告が、鹿児島税務署長に対し、令和2年4

月1日から令和3年3月31日までの事業年度に係る法人税の確定申告をした後、支払を受けた利子及び配当等から源泉徴収された所得税の額につき税額控除を適用し、これに相当する法人税の還付を求める旨の更正の請求をしたところ、同署長から更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けたことから、同通知処分の取消しを求めるとともに、同署長が上記更正の請求の内容どおりの更正処分をすることの義務付けを求める事案である。

2 関係法令の定め

本件に係る法令の定めは、別紙のとおりである。

3 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）原告

原告は、昭和50年4月●日、民法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）による改正前のもの。以下「旧民法」という。）34条に基づき財団法人Bとして設立され、平成20年12月1日、整備法の施行により一般財団法人として存続することとなり、整備法に規定された特例財団法人となった。原告は、平成24年1月●日、財団法人Cを吸収合併し、平成26年4月1日、現在の名称に変更した。

原告は、非営利型法人に該当する一般財団法人であり、奨学、育英、啓発及び人材育成を行うこと等を目的としている。

（甲1、乙2、3、弁論の全趣旨）

（2）原告が支払を受けた利子及び配当等についての所得税の源泉徴収と原告による確定申告及び更正の請求

ア 原告は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度（以下「本件事業年度」という。）において支払を受けた利子及び配当等（以下「本件利子及び配当等」という。）についての所得税として、7558万5584円を源泉徴収された。本件利子及び配当等は、原告の収益事業以外の事業に属する資産から生じたものである。（弁論の全趣旨）

イ 原告は、令和3年6月30日、鹿児島税務署長に対し、本件事業年度の法人税について、所得金額を74万9797円、納付すべき法人税額を11万2300円とする確定申告を行い、同額を納付した（甲2）。

ウ 原告は、令和3年9月6日、鹿児島税務署長に対し、本件事業年度の法人税の額から前記アのとおり源泉徴収された所得税の額を控除した後、控除しきれなかった金額として7547万3234円を還付金額とする旨の更正の請求（以下「本件更正請求」という。）をしたが、同署長は、同年11月19日、更正をすべき理由がない旨の通知処分（以下「本件通知処分」という。）をした（甲3、4の1）。

（3）原告の審査請求及び本件訴訟の提起

ア 原告は、令和4年2月16日付けで、国税不服審判所長に対し、本件通知処分の取消しを求める審査請求をしたが、同所長は、同年6月23日、同審査請求を棄却する旨の裁決をし、原告は、同月27日、同裁決に係る裁決書謄本を受領した（甲5、14、15）。

イ 原告は、令和4年12月27日、本件通知処分の取消しを求めるとともに、鹿児島税務

署長が本件更正請求の内容どおりの更正処分をすることの義務付けを求める訴え（以下、この義務付けを求める請求に係る訴えを「本件義務付けの訴え」という。）を提起した（顕著な事実）。

（４）公益法人制度改革の概要

ア 公益法人関連三法の制定

（ア）旧民法下の公益法人制度は、明治２９年の民法制定以来、抜本的な見直しが行われておらず、主務官庁の許可主義の下、法人の設立が簡便でない、公益性の判断基準が不明確である、営利法人類似の法人が存続しているなどの問題が生じているとの批判があったことから、これらの問題に適切に対処するとともに、民間非営利部門の活動を促進するため、公益法人制度改革が行われることとなった。

これにより、法人格の取得と公益性の判断とを分離し、公益性の有無にかかわらず準則主義（登記）によって簡便に設立することのできる一般的な非営利法人制度が創設されるとともに、主務官庁による設立許可制度も見直され、一般的な非営利法人について目的、事業等の公益性を判断する仕組みが創設されることとなった。この基本的枠組みに基づき、新しい公益法人制度が設計され、平成１８年５月、関連する法律として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号。以下「一般社団法人・財団法人法」という。）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号。以下「公益法人認定法」という。）及び整備法（以下、これらの法律を併せて「公益法人関連三法」という。）が成立し、平成２０年１２月１日から施行された。

（イ）一般社団法人・財団法人法は、法人格の取得と公益性の判断を分離し、剰余金の分配を目的としない社団及び財団について、事業の公益性の有無にかかわらず準則主義（登記）によって一般社団法人及び一般財団法人（以下、併せて「一般社団法人・財団法人」という。）の法人格を取得することができる一般的な法人制度を創設するものである。

公益法人認定法は、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事。以下同じ。）が、民間有識者による委員会の答申に基づき、一般社団法人・財団法人のうち公益性に係る一定の基準に適合するものを公益社団法人及び公益財団法人（以下、併せて「公益法人」という。）として認定する公益法人制度を創設するものである。

（ウ）公益法人認定法は、一般社団法人・財団法人のうち、公益目的事業（２条４号）の実施を主たる目的としていること、公益目的事業の実施に必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること、当該法人の関係者に対して特別の利益を与えないこと、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えない（収支相償）と見込まれること、公益目的事業の比率が５０％以上と見込まれることなどの公益性認定の基準（５条各号）に適合することについて、行政庁の認定を受けた法人を公益法人として、公益法人については、その認定を受けた後も、第２章第２節が定める「公益法人の事業活動等」に係る規定（収支相償、５０％以上の公益目的事業比率等）を遵守すべきものとしている。上記の基準や規定の遵守を確保するため、行政庁による報告の求め、検査、勧告、命令等の制度が設けられており（２７条１項、２８条１項、３項）、公益法人が５条各号の定める基準に適合しなくなったり、「公益法人の事業活動等」に係る規定を遵守しなかったりしたときは、行政庁が当該公益法人の公益認定を取り消すことができ

るとされている（２９条２項）。

（乙８ないし１０）

イ 公益法人関連三法の制定に伴う租税法の改正

（ア）公益法人制度改革によって廃止されることとなった旧民法下の公益法人（以下「旧公益法人」という。）に対する法人税の取扱い、その公益性に鑑みて基本的には非課税であったが、利益を得ることを目的とする営利法人に対する課税とのバランスを確保する観点から、営利法人と競合関係にある事業（収益事業）を営む場合に限り当該事業から生ずる所得に対して法人税を課すという課税方式（収益事業課税）が適用されていた。また、旧公益法人が支払を受ける利子及び配当等に係る所得税についても、源泉徴収をしない取扱いとされていた。

（イ）公益法人制度改革によって新たに設けられた公益法人は、公益目的事業を適正に実施し得る法人を認定する仕組みとされ、これを確保するための措置が採られていることから、①法人税法上は、収益事業課税を基本としつつ、公益目的事業から生ずる所得には課税しないこと、収益事業に属する資産のうちから公益目的事業に支出した金額は収益事業に係る寄附金の額とみなして損金算入限度額まで損金算入を認めること（みなし寄附金制度）、寄附金の損金算入限度額を拡大することなどが定められ、②所得税法上も、支払を受ける利子及び配当等に係る所得税の源泉徴収をしないこととされた。

これに対し、公益法人を除く一般社団・財団法人は、法人制度として公益性が担保されているわけではないことから、法人の実態や営利企業との課税のバランス等に配慮して課税することとされた。具体的には、①法人税法上は、営利企業と異なる特性を有する非営利型法人につき営利企業と競合する収益事業を行う場合のみ課税する収益事業課税を適用し、みなし寄附金制度は適用しないこととされ、②所得税法上は、支払を受ける利子及び配当等に係る所得税の源泉徴収をすることとされた。

（乙８ないし１０）

４ 主たる争点及びこれに関する当事者の主張の要旨

（１）争点（１）（本件通知処分 of 適法性）について

（原告の主張の要旨）

ア 原告は非営利型法人であり、公益法人と同等の公共性を有する。原告は、奨学、育英、教育、啓蒙、人材育成支援等の社会貢献、地域貢献といった公益を事業目的とし、事業によって利益を得たりこれを分配したりすることを目的としない法人であって、公益目的支出計画に従って適切に組織運営を行っている。このように、原告が目的や事業内容の公益性、公共性という点において公益法人と同等であるという実態に鑑みれば、原告が支払を受ける利子及び配当等に対して便宜的に所得税の源泉徴収を行いつつ、同所得税の額を法人税の額から控除しないことは、公益性、公共性を根拠として非課税を定める所得税法１１条及び法人税法７条の趣旨に反し、著しく不合理である。

したがって、鹿児島税務署長は、本件利子及び配当等を法人所得とみなして非課税とすべきであったところ、これをしないでされた本件通知処分は、法の解釈を誤り、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものである。

イ 公益法人関連三法の制定の際、旧公益法人のうち、高度の公共性、公益性を有する点で実態が共通する法人は、公益法人と非営利型法人とに区分されたが、収益事業以外から生

ずる所得については同様に非課税とするかのような周知がされた。しかしながら、実際は、非営利型法人の収益事業以外から生ずる所得については、法人税は非課税とされたが、支払を受ける利子及び配当等に係る所得税を源泉徴収しない旨の法改正がされず、源泉徴収された所得税の額を法人税の額から控除することも認めないという不合理かつ不備のある法改正となった。

原告の寄附財産は、設立者の寄附行為によって拠出され、公益事業に充てるために原告に帰属しており、原告の清算後も残余財産の分配がされることはなく、原告が所有権者として使用、収益及び処分をする権限は失われているから、公共性の高い財産といえる。このように、収益事業以外から生じた利子及び配当等であるにもかかわらず、ここから所得税を源泉徴収することは、収入に対して課税するという収得税の本質に矛盾する。

被告は、上記のとおり非営利型法人の収益事業以外から生じた利子及び配当等について所得税を源泉徴収するという不備のある法改正をする一方で、非営利型法人が支払を受けた利子及び配当等から源泉徴収された所得税について還付を受けられるように法人税法68条を改正することを怠り、非営利型法人のみが上記のとおり所得税を源泉徴収されたままとなるという不合理な法整備を行った上、これを現在まで漫然と放置している。このような不合理かつ不備のある法制度の原因となった法改正及び立法不作為は、原告の財産権、法の下での平等その他の人権を侵害する違憲な行為である。

鹿児島税務署長は、上記のとおり違憲な法制度に基づき、原告による還付の請求を認めることなく本件通知処分を行ったものであるから、本件通知処分は違憲かつ違法である。

ウ 被告は、財団法人と社団法人の財政基盤の相違を意図的に無視して、財団法人の存続を担保する必要不可欠な財産運用益に課税している。

公益法人関連三法の制定前は、財団法人の財産運用によって得られる収入は当然に非課税であり、財団法人の事業は、所有する基本財産又は運用財産を運用して得られる運用益を財源として行われていた。そして、その制定後もこの状況に変化はないから、非営利型法人である財団法人が支払を受けた利子及び配当等からは、公益財団法人と同様に源泉徴収がされないような法環境が整備されるべきであったが、被告は、所得税法を改正しないという不作為により、原告が非営利型法人に該当するにもかかわらず、不合理な担税を強制した。

被告は、公益法人制度改革に伴う租税法の改正の際、十分な議論をせず、非営利型法人の非収益型事業から生じた利子及び配当等に対し、本来想定していなかった所得税の源泉徴収を課し、その還付を否定する結論を招いており、原告の財産権を侵害している。

学生寮や美術館・工芸館を所有する原告にとって、公益目的事業によってある程度収益を得て運転資金を積み立て、更新投資や新規投資のために内部留保をすることは、事業や財団自体の存続において必要不可欠であるところ、原告が公益法人を選択した場合には、公益法人認定法5条6号の収支相償の要件が課されることにより原告の事業が立ち行かずその存続が否定されることになるから、公益法人制度改革に伴う租税法の改正は原告の財産権を侵害するものであり、違憲、違法である。

(被告の主張の要旨)

ア 法人税法68条2項は、内国法人である公益法人等が支払を受ける利子及び配当等で収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずるものについて課される所得税について

は、同条1項を適用しない旨規定する。原告は非営利型法人であるから、法人税法2条6号、別表第2の定める公益法人等に該当し、また、本件利子及び配当等は収益事業以外の事業に属する資産から生じたものであるから、本件利子及び配当等に係る所得税には、同法68条2項により、同条1項が適用されず、本件事業年度の法人税の確定申告において、法人税の額から本件利子及び配当等について源泉徴収された所得税の額を法人税の額から控除することはできない。

したがって、鹿児島税務署長には、原告が主張するような税額の還付をする旨の更正処分をする裁量はなく、これをしなかった本件通知処分が、同署長の裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものでないことは明らかである。

イ 所得税法11条1項、別表第1の趣旨は、対象者の活動が果たす公益的役割を促進する要請と適正な課税確保の要請との調整を図ることにあり、その立法目的は正当である。

上記規定は、公益性が高いと認められる者についてはその支払を受ける利子及び配当等を非課税として公益的役割を促進する一方で、公益性が高いとまでは認められない者については上記利子及び配当等に課税することとして、所得税法212条3項の源泉徴収によって適正な課税を図るものである。公益法人は、法令上明確化された厳格な公益認定の基準が定められ、公益目的事業を適正に実施し得る法人のみが認定を受け、存続することとされているが、非営利型法人は、一定の非営利性が要件として規定されているにすぎず、公益法人のように厳格な公益認定や存続の基準までは定められていないため、公益法人と同程度に公益性が高いとまではいえない。このように、公益法人と非営利型法人には公益性の程度に差異があるから、支払を受ける利子及び配当等について、公益法人においては公益的役割を促進する要請から非課税とし、非営利型法人においては適正な課税を確保する要請から課税するという区別をしたものであって、この区別は上記立法目的との関連で合理的なものといえる。

したがって、所得税11条1項、別表第1は、憲法14条1項に違反するものではない。

憲法29条の財産権の保障との関係でも、上記のような所得税法11条1項、別表第1の立法目的は公共の福祉に合致するものである上、公益性が高いとまではいえない非営利型法人について適正な課税の確保の要請を優先させたことには必要性及び合理性が認められるから、立法府の判断は合理的裁量の範囲内である。

以上によれば、公益法人関連三法の制定に伴う立法が違憲である旨の原告の主張には理由がない。

(2) 争点(2)(本件義務付けの訴えの適法性)について

(原告の主張の要旨)

前記争点(1)についての原告の主張のとおり、本件通知処分は違法であり取り消されるべきものであるから、本件義務付けの訴えは適法である。

(被告の主張の要旨)

前記争点(1)についての被告の主張のとおり、本件通知処分は適法であり取り消されるべきものではないから、本件義務付けの訴えは不適法である。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(本件通知処分の適法性)について

(1) 前提事実(1)のとおり、原告は非営利型法人(法人税法2条9号の2)に該当する一般

財団法人であって公益法人ではないから、所得税法 11 条 1 項別表第 1 に掲げる内国法人には該当せず、原告に同項が適用されない結果、同法 212 条 3 項により、利子及び配当等の支払を受ける際に所得税が源泉徴収される。そして、原告は、非営利型法人であり公益法人等（法人税法 2 条 6 号、別表第 2）に該当するところ、前提事実（2）アのとおり、本件利子及び配当等は原告の収益事業以外の事業に属する資産から生じたものであるから、法人税法 68 条 2 項により、利子及び配当等に係る所得税の額を法人税の額から控除する旨を定める同条 1 項が適用されることはなく、源泉徴収された所得税の額につき控除を受けることはできない。

したがって、鹿児島税務署長が、本件利子及び配当等に係る所得税の額を法人税の額から控除すべき旨を求める本件更正請求は理由がないものとして本件通知処分をしたことは適法であるといえる。

原告は、目的や事業内容の公益性、公共性という点において公益法人と同等であるという実態に鑑みれば、原告が支払を受けた利子及び配当等について所得税の源泉徴収を行い、その額を法人税の額から控除しないことは、所得税法 11 条及び法人税法 7 条の趣旨に反する旨主張する。

しかしながら、租税行政庁は、課税要件が充足されている限り、法律が定めたとおりの税額を徴収しなければならない、これを減免することはできないのであるから、公益法人ではない原告に所得税法 11 条を適用し又は準用して本件利子及び配当等に所得税を課さないとはできない。また、法人税法 7 条は、非営利型法人を含む公益法人等の収益事業から生じた所得以外の所得に対して法人税を課さない旨を定める規定であり、所得税法の規定によって源泉徴収の対象となる所得に対する非課税を定める趣旨のものではないから、同規定を根拠に本件利子及び配当等について所得税が課されないということとはできない。

原告は、法人税法 68 条 1 項に基づき、本件利子及び配当等から源泉徴収された所得税の額を法人税の額から控除すべき旨主張する。しかしながら、同項は、内国法人が支払を受ける利子及び配当等に対し法人税を賦課した場合、当該利子及び配当等につき源泉徴収される所得税との関係で同一課税主体による二重課税が生ずることから、これを排除する趣旨で、当該利子及び配当等に係る所得税の額を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する旨規定しているものである。しかるところ、本件利子及び配当等は収益事業から生じた所得以外の所得であり、法人税が課されないものであるから（法人税法 4 条 1 項ただし書、7 条）、二重課税は生じておらず、そうである以上、本件利子及び配当等から源泉徴収された所得税の額につき法人税法 68 条 1 項を適用し又は準用して原告の法人税の額から控除することはできない。

- （2）租税は、今日では、国家の財政需要を充足するという本来の機能に加え、所得の再分配、資源の適正配分、景気の調整等の諸機能をも有しており、国民の租税負担を定めるについて、財政・経済・社会政策等の国政全般からの総合的な政策判断を必要とするばかりでなく、課税要件等を定めるについて、極めて専門技術的な判断を必要とすることも明らかである。したがって、租税法の定立については、国家財政、社会経済、国民所得、国民生活等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断にゆだねるほかはなく、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ないものというべきである。そうであるとすれば、その租税法の立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に

採用された区別の態様が右目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定することができず、これを憲法14条1項の規定に違反するものということとはできないものと解するのが相当である（最高裁昭和●●年（○○）第●●号同60年3月27日大法院判決・民集39巻2号247頁参照）。

また、租税法と財産権の侵害との関係についても、租税法の上記の性質等に鑑みれば、当該租税法の立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された課税要件等の定めが同目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない場合は、公共の福祉に適合するものとして、憲法29条に違反するものではないと解するのが相当である。

前提事実（4）のとおり、公益法人関連三法の制定に伴う租税法の改正により、公益法人と異なり、原告を含む非営利型法人に対しては、源泉徴収による所得税が課されることとなったが、そのような課税上の取扱いの区別を設けた目的は、公益法人とそれ以外の一般社団・財団法人との公益性の差異を踏まえ、公益目的事業の促進と適正かつ公平な課税の実現との調整を図ることにあるものと解されるから、その立法目的は正当なものといえる。

そして、前提事実（4）アのとおり、公益法人認定法によれば、公益法人は、設立に当たって法定の基準（5条各号）に適合するものとして行政庁の公益認定を受ける必要がある上、設立後も、事業活動等に係る規定（収支相償、50%以上の公益目的事業比率等）の遵守が求められ（第2章第2節）、これらの基準又は規定の遵守を確保するため行政庁による報告の求め、検査、勧告、命令等の制度が設けられていて（27条1項、28条1項、3項）、上記基準に適合しなくなったり、上記事業活動等に係る規定を遵守しなかったりしたときは、行政庁が公益認定を取り消すことができるものとされているなど（29条2項1号、2号等）、公益目的事業を適正に実施し得る法人であることが制度上担保されている。これに対し、非営利型法人は、飽くまで一般社団・財団法人の一種であり、非営利性に係る一定の要件を満たすものではあるが（法人税法2条9号の2、法人税法施行令3条1項、2項）、準則主義（登記）により主務官庁等による認定を受けることなく簡便に設立することができる上（一般社団・財団法人法163条）、事業活動等について公益法人のように行政庁の厳格な監督に服することもない。

したがって、利子及び配当等に対する課税について、公益法人と非営利型法人も含む一般社団・財団法人との間で上記のような課税上の取扱いの区別を設けることは、上記立法目的との関連において著しく不合理であることが明らかであるということとはできず、憲法14条1項に違反するものとはいえない。

また、上記のとおり、非営利型法人も含む一般社団・財団法人については、必ずしも高い公益性を保持する制度的な担保がされておらず、営利型法人に類似する事業活動を行っている法人もあることからすれば、非営利型法人の利子及び配当等について所得税を源泉徴収し、その額を法人税の額から控除することを認めないことは、適正かつ公平な課税の実現という立法目的において正当であり、具体的に採用された課税要件等の定めは、同目的との関連で著しく不合理であることが明らかであるとはいえず、憲法29条に違反するものとはいえない。

したがって、非営利型法人が支払を受ける利子及び配当等から所得税が源泉徴収され、その額につき法人税の額からの控除が認められないことが憲法の規定に違反するものということとはできない。

そして、非営利型法人が支払を受ける利子及び配当等から所得税が源泉徴収され、その額につき法人税の額からの控除が認められないことが憲法の規定に違反するものでない以上、このような状態を是正する立法措置を採らないことについても、憲法の規定に違反するものということとはできない。

- (3) 原告は、公益財団法人を選択すると収支相償が求められて原告の存続が否定されることになるから、公益法人関連三法の制定及びこれに伴う租税法の改正は、財産権を侵害するものであって違憲、違法である旨主張する。

しかしながら、これらの改正による課税が非営利型法人の財産権を違法に侵害するものでないことは前記(2)で説示したとおりである。また、利子及び配当等への所得税の課税によって原告の存続が危うくなっていることを認めるに足る証拠はない上、仮にそのような状態に陥っていたとしても、そのことから直ちに当該課税自体が違憲、違法となるものではない。

その他、非営利型法人が支払を受ける利子及び配当等に対する課税に係る立法行為が違憲、無効である旨をいう原告の主張は、いずれも採用することができない。

- (4) 以上によれば、本件更正請求につき更正をすべき理由がないとしてされた本件通知処分は適法である。

2 争点(2)(本件義務付けの訴えの適法性)について

本件義務付けの訴えは、行政事件訴訟法3条6項2号のいわゆる申請型の義務付けの訴えであるところ、同法37条の3第1項2号により、当該処分が取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在であるといえなければならない。しかるところ、前記1のとおり本件通知処分は適法であり取り消されるべきものではないから、本件義務付けの訴えはこの要件を満たさない不適法なものである。

3 結論

よって、本件訴えのうち、本件義務付けの訴えに係る部分は不適法であるからこれを却下し、原告のその余の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第51部

裁判長裁判官 岡田 幸人

裁判官 都野 道紀

裁判官 曾我 学

(別紙)

関係法令の定め

○ 法人税法（ただし、令和2年法律第8号による改正前のもの）

(定義)

2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五 略

六 公益法人等 別表第2に掲げる法人をいう。

七～九 略

九の二 非営利型法人、一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）のうち、次に掲げるものをいう。

イ その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であってその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

ロ その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であってその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

十以下 略

4条 内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合、法人課税信託の引受けを行う場合又は第84条第1項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行う場合に限る。

2以下 略

(内国法人の課税所得の範囲)

5 条 内国法人に対しては、各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

(内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税)

7 条 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、第5条（内国法人の課税所得の範囲）の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

(所得税額の控除)

68 条 内国法人が各事業年度において所得税法第174条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金（次項において「利子及び配当等」という。）の支払を受ける場合には、これらにつき同法の規定により課される所得税の額（当該所得税の額に係る第69条の2第1項（分配時調整外国税相当額の控除）に規定する分配時調整外国税相当額を除く。）は、政令で定めるところにより、当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

2 前項の規定は、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が支払を受ける利子及び配当等で収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずるものにつき課される同項の所得税の額については、適用しない。

3 以下 略

別表第2

名称	根拠法
略	略
一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）	
略	略
公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
公益社団法人	
略	略

○ 所得税法

（課税所得の範囲）

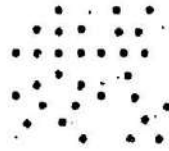
7 条 所得税は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得について課する。

一～三 略

四 内国法人 国内において支払われる第174条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金

五 略

2 略



(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)

1 1 条 別表第1に掲げる内国法人が支払を受ける第174条各号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益及び利益の分配(貸付信託の受益権の収益の分配にあつては、当該内国法人が当該受益権を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)については、所得税を課さない。

2 以下 略

(内国法人に係る所得税の課税標準)

1 7 4 条 内国法人に対して課する所得税の課税標準は、その内国法人が国内において支払を受けるべき次に掲げるものの額(括弧内略)とする。

一 第213条第1項(利子所得)に規定する利子等

二 第214条第1項(配当所得)に規定する配当等

三 以下 略

(源泉徴収義務)

2 1 2 条 1 及び 2 略

3 内国法人に対し国内において第174条各号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金(括弧内略)の支払をする者は、その支払の際、当該利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

4 以下 略

別表第 1

名称	根拠法
略	略
公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
公益社団法人	
略	略

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

(公益認定の基準)

5 条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。

二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

五 投機的な取引、高利の融資その他の事業であつて、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しく

は善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。

六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。

七 公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

八 その事業活動を行うに当たり、第15条に規定する公益目的事業比率が10分の50以上となると見込まれるものであること。

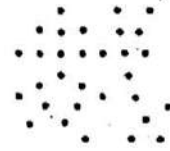
九 その事業活動を行うに当たり、第16条第2項に規定する遊休財産額が同条第1項の制限を超えないと見込まれるものであること。

十 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。

十一 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。

十二 会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

十三 その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。



十四 一般社団法人にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。

ロ 社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。

(1) 社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。

(2) 社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。

ハ 理事会を置いているものであること。

十五 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

十六 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。

十七 第29条第1項若しくは第2項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

ロ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
ハ 更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第6項に規定する更生保
護法人

ニ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定す
る独立行政法人

ホ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国
立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

ヘ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定す
る地方独立行政法人

ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

十八 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人
若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属さ
せる旨を定款で定めているものであること

（欠格事由）

6条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財
団法人は、公益認定を受けることができない。

一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
イ 公益法人が第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消され
た場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当
該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過し
ないもの

ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律
第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員によ
る不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法
第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反した

ことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条若しくは第3条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようどすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

二 第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているもの

四 その事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）を受けることができないもの

五 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの

六 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

（公益目的事業の収入）

14条 公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

(公益目的事業比率)

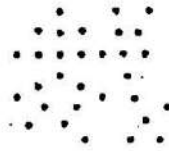
15条 公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率（第1号に掲げる額の同号から第3号までに掲げる額の合計額に対する割合をいう。）が100分の50以上となるように公益目的事業を行わなければならない。

- 一 公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 二 収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 三 当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額

(遊休財産額の保有の制限)

16条 公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額（その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。）を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。

2 前項に規定する「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。



(寄附の募集に関する禁止行為)

17条 公益法人の理事若しくは監事又は代理人、使用人その他の従業者は、寄附の募集に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 寄附の勧誘又は要求を受け、寄附をしない旨の意思を表示した者に対し、寄附の勧誘又は要求を継続すること。
- 二 粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で、寄附の勧誘又は要求をすること。
- 三 寄附をする財産の用途について誤認させるおそれのある行為をすること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為をすること。

18条 公益法人は、次に掲げる財産（以下「公益目的事業財産」という。）を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 一 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産（寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）
- 二 公益認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産（財産を交付した者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）
- 三 公益認定を受けた日以後に行った公益目的事業に係る活動の対価として得た財産
- 四 公益認定を受けた日以後に行った収益事業等から生じた収益に内閣府令で定める割合を乗じて得た額に相当する財産
- 五 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産
- 六 第5条第16号に規定する財産（前各号に掲げるものを除く。）
- 七 公益認定を受けた日の前に取得した財産であって同日以後に内閣府令で定め

る方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産

八 前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められるものとして内閣府令で定める財産

(収益事業等の区分経理)

19条 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならない。

(報酬等)

20条 公益法人は、第5条第13号に規定する報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

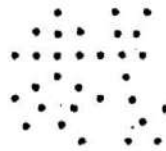
2 公益法人は、前項の報酬等の支給の基準を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(財産目録の備置き及び閲覧等)

21条 公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに（公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成し、当該事業年度の末日までの間、当該書類をその主たる事務所に、その写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。

2 公益法人は、毎事業年度経過後3箇月以内に（公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を5年間その主たる事務所に、その写しを3年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

一 財産目録



- 二 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）
- 三 第5条第13号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 前3号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類
- 3 第1項に規定する書類及び前項各号に掲げる書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成することができる。
- 4 何人も、公益法人の業務時間内は、いつでも、第1項に規定する書類、第2項各号に掲げる書類、定款、社員名簿及び一般社団・財団法人法第129条第1項（一般社団・財団法人法第199条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等（以下「財産目録等」という。）について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該公益法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- 一 財産目録等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
- 二 財産目録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 5 前項の規定にかかわらず、公益法人は、役員等名簿又は社員名簿について当該公益法人の社員又は評議員以外の者から同項の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。
- 6 財産目録等が電磁的記録をもって作成されている場合であって、その従たる事務所における第4項第2号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものをとっている公益法人についての第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「その主たる事務所に、その写しをその従たる

事務所」とあるのは「その主たる事務所」と、第2項中「その主たる事務所に、その写しを3年間その従たる事務所」とあるのは「その主たる事務所」とする。

(財産目録等の提出及び公開)

- 22条 公益法人は、毎事業年度の経過後3箇月以内（前条第1項に規定する書類については、毎事業年度開始の日の前日まで）に、内閣府令で定めるところにより、財産目録等（定款を除く。）を行政庁に提出しなければならない。
- 2 行政庁は、公益法人から提出を受けた財産目録等について閲覧又は謄写の請求があつた場合には、内閣府令で定めるところにより、その閲覧又は謄写をさせなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、行政庁は、役員等名簿又は社員名簿について同項の請求があつた場合には、これらに記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、その閲覧又は謄写をさせるものとする。

(会計監査人の権限等)

- 23条 公益法人の会計監査人は、一般社団・財団法人法第107条第1項（一般社団・財団法人法第197条において準用する場合を含む。）の規定によるもののほか、財産目録その他の内閣府令で定める書類を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならない。

(合併等の届出)

- 24条 公益法人は、次に掲げる行為をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。
- 一 合併（当該合併に関し第11条第1項の変更の認定の申請をする場合又は次条第1項の認可の申請をする場合を除く。）

二 事業の全部又は一部の譲渡（当該事業の譲渡に関し第11条第1項の変更の認定の申請をする場合を除く。）

三 公益目的事業の全部の廃止

2 行政庁は、前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（合併による地位の承継の認可）

25条 公益法人が合併により消滅する法人となる新設合併契約を締結したときは、当該公益法人（当該公益法人が2以上ある場合にあっては、その1）は、当該新設合併により設立する法人（以下この条において「新設法人」という。）が当該新設合併により消滅する公益法人の地位を承継することについて、行政庁の認可を申請することができる。

2 行政庁は、新設法人が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、前項の認可をするものとする。

一 第5条各号に掲げる基準に適合するものであること。

二 第6条各号のいずれかに該当するものでないこと。

3 第1項の認可があった場合には、新設法人は、その成立の日に、当該新設合併により消滅する公益法人の地位を承継する。

4 以下 略

（解散の届出等）

26条 公益法人が合併以外の理由により解散をした場合には、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人）は、当該解散の日から1箇月以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

2 清算人は、一般社団・財団法人法第233条第1項の期間が経過したときは、遅滞なく、残余財産の引渡しの見込みを行政庁に届け出なければならない。当該

見込みに変更があったときも、同様とする。

3 清算人は、清算が終了したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

4 行政庁は、第1項又は前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(報告及び検査)

27条 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告、命令等)

28条 行政庁は、公益法人について、次条第2項各号のいずれかに該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 行政庁は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。

3 行政庁は、第1項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 行政庁は、第1項の勧告及び第3項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 第5条第1号、第2号若しくは第5号、第6条第3号若しくは第4号又は次条第2項第3号に規定する事由（事業を行うに当たり法令上許認可等行政機関の許認可等を必要とする場合に限る。） 許認可等行政機関

二 第6条第1号ニ又は第6号に規定する事由 警察庁長官等

三 第6条第5号に規定する事由 国税庁長官等

（公益認定の取消し）

29条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一 第6条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により公益認定、第11条第1項の変更の認定又は第25条第1項の認可を受けたとき。

三 正当な理由がなく、前条第3項の規定による命令に従わないとき。

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

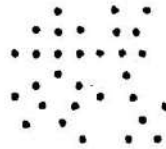
2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

一 第5条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたとき。

二 前節の規定を遵守していないとき。

三 前2号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

3 前条第5項の規定は、前2項の規定による公益認定の取消しをしようとする場合について準用する。



- 4 行政庁は、第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 5 第1項又は第2項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた公益法人は、その名称中の公益社団法人又は公益財団法人という文字をそれぞれ一般社団法人又は一般財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。
- 6 行政庁は、第1項又は第2項の規定による公益認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該公益法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。
- 7 前項の規定による名称の変更の登記の嘱託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならない。